

# 道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和元年（2019年）11月26日

- 1 規則の案の名称  
北海道消費生活条例施行規則の一部を改正する規則（素案）
- 2 参考資料の名称  
改正消費者契約法の関連事項について  
消費者契約法及び北海道消費生活条例規則（抜粋）
- 3 規則の案及び参考資料の入手方法
  - (1) 北海道のホームページ（環境生活部くらし安全局消費者安全課ホームページ）への掲載  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/index.htm>
  - (2) 以下の場所での閲覧及び配付
    - ア 北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課（道庁12F）
    - イ 北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター（道庁別館3F）
    - ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナー
- 4 意見等の募集期間  
令和元年（2019年）11月26日（火）～令和元年（2019年）12月25日（水）  
※郵送の場合は、当日の消印有効とします。
- 5 意見等の提出方法及び提出先
  - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課（表示・取引適正化グループ）
  - (2) ファクシミリ 011-232-3640
  - (3) 電子メール kansei.shouan1@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期  
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和2年（2020年）2月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。  
なお、意見募集の結果の公表は「3 規則の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
  - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
  - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。  
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
  - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
  - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出は御遠慮願います。
  - (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く。）以内に受け付けた旨を御連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。  
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

問い合わせ先

環境生活部くらし安全局消費者安全課（表示・取引適正化グループ）

電話 011-204-5213